

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊生企第251号

平成30年3月26日

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」について（通達）

見出しのことについては、「「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」について」（平成25年8月19日付け熊生企第1137号）により運用していたところであるが、この度、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）」の有効期限が、更に10年間延長されたことから、新たに通達を制定し、本日から下記のとおり運用することとしたので、今後とも適切な対応に努められたい。

なお、警察庁から発出された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行について」（平成30年3月15日付け警察庁丁生企初第183号）を添付するので、参考とされたい。

記

1 基本的な対応及び考え方

(1) 都道府県及び市町村における実施計画の策定

都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するために必要があると認められるときには、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成25年厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならないと規定され、当該計画を策定した都道府県の区域内の市町村は、基本方針及び当該計画に即し、市町村の計画を策定しなければならないとされている。

よって、関係所属にあつては、今後、知事部局及び市町村（以下「知事部局等」という。）から、当該計画に関しての相談や依頼等があれば積極的に連携を図ること。

(2) 人権への配慮

ホームレスの自立支援、雇用対策等については、関係機関が連携して総合的に対応すべきものであることから、知事部局等が策定する実施計画の内容を踏まえた上で、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、関係機関との密接な連携の下に、地域安全活動、指導・取締り、保護活動、警察安全相談等の諸活動を通じて、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進すること。

(3) 施設管理者及び民間団体との連携

公共の用に供する施設の管理者が、当該管理中の施設において、ホームレスに対する退去指導活動等を行うに当たり、発生が予想される不法事案については、他の事案と同様に各種法令の手続を念頭に置いた上で、当該管理者との連携を図

るなどして、安全対策の措置を講ずること。また、ホームレスの自立支援等について民間団体が果たしている役割の重要性を鑑み、当該団体との連携の確保に努めること。

2 報告

ホームレスの自立、支援等に関する緊急・重大事案にあつては生活安全企画課長を通じて速報することとし、それ以外の事案にあつては別記様式により報告すること。

- (1) 地域住民等の不安感の除去やホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動の事例及び関係機関・団体等と連携し、ホームレスの自立支援等をした施策又は事例（別記様式1）
- (2) ホームレスが加害者又は被害者となった凶悪事件等特異な事件・事故（別記様式2）
- (3) ホームレスの保護に係る事例（別記様式3）
- (4) 地域住民やホームレス自身からの相談への対応事例（別記様式4）

※ 警察庁通達「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行について」については、警察庁ホームページをご覧ください。

※ 別記様式（略）